



投資信託受益権 振替六法



2013年1月

Queensboro

第四章 社債の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第六十六条 次に掲げる投資信託受益権社債で振替機関が取り扱うもの（以下この章において「振替投資信託受益権社債」という。）についての権利（第七十三条に規定する収益の分配金利息の請求権を除く。）の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

~~一 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条において「短期社債」という。）~~

~~イ 各社債の金額が一億円を下回らないこと。~~

~~ロ 元本の償還について、社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。~~

~~ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。~~

~~ニ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。~~

二 当該投資信託受益権社債の投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。）発行の決定において、当該当該決定に基づき発行する社債投資信託受益権の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債投資信託受益権

(社債投資信託受益証券の不発行)

第六十七条 振替投資信託受益権社債については、受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）社債券を発行することができない。

2 振替投資信託受益権社債の投資信託受益権者は、当該振替投資信託受益権社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替投資信託受益権社債が振替機関によって取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、受益証券社債券の発行を請求することができる。

3 前項の受益証券社債券は、無記名式とする。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第六十八条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

- 2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。
 - 一 当該口座管理機関が振替投資信託受益権社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）
 - 二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替投資信託受益権社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）
- 3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 加入者の氏名又は名称及び住所
 - 二 発行者の商号及び振替投資信託受益権社債の種類（以下この章において「銘柄」という。）
 - 三 銘柄ごとの口数金額（次号に掲げるものを除く。）
 - 四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替投資信託受益権社債の銘柄ごとの口数金額
 - 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の口数金額のうち信託財産であるものの口数金額
 - 六 その他政令で定める事項
- 4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 銘柄ごとの口数金額
 - 三 その他政令で定める事項
- 5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 銘柄
 - 二 銘柄ごとの口数金額
 - 三 その他政令で定める事項
- 6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

(振替投資信託受益権社債の発行時の新規記載又は記録手続)

第六十九条 特定の銘柄の振替投資信託受益権社債の発行者は、当該振替投資信託受益権について、信託が設定された場合には社債を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該信託発行に係る振替投資信託受益権社債の銘柄
- 二 前号の信託の受益者となるべき振替社債の社債権者又は質権者である加入者の氏名又は名称
- 三 前号の加入者のために開設された第一号の振替投資信託受益権社債の振替を行うための口座
- 四 加入者ごとの第一号の振替投資信託受益権社債の口数金額（次号に掲げるものを除く。）
- 五 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である第一号の振替社債の金額
- 六 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び前号の金額のうち信託財産であるものの金額
- 七 第一号の振替投資信託受益権社債の総口数総額その他の主務省令で定める事項

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録
 - イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の社債権者であるものに限る。）に係る同項第四号の口数の増加金額の増額の記載又は記録
 - ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の金額の増額の記載又は記録
 - ハ 当該口座における前項第六号の信託財産であるものの金額の増額の記載又は記録
- 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の口数の増加金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位

機関に対する同項第一号から第四号第六号までに掲げる事項の通知

- 3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

~~（会社が社債権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）~~

~~第六十九条の二—会社が特定の銘柄の振替社債を交付しようとする場合において、当該振替社債の社債権者又は質権者のために開設された振替社債の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替社債を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあつては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替社債の社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。~~

~~一—会社が一定の日における当該振替社債の社債権者（質権者があるときは、その質権の目的である社債の社債権者を除く。）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨~~

~~二—前号の社債権者又は質権者のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨~~

~~三—第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所~~

~~四—その他主務省令で定める事項~~

~~2—前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の社債権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。~~

~~3—第一項第一号の社債権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該社債権者又は当該質権者のために振替社債の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。~~

~~4—会社が第一項の振替社債に係る社債の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該社債について振替機関に同項の同意を与えなければならない。~~

~~5—第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の社債権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。~~

(振替手続)

- 第七十条 特定の銘柄の振替投資信託受益権社債について、振替の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における口数の減少若しくは増加減額若しくは増額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。
- 2 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において口数の減少減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。
- 3 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
- 一 当該振替において口数の減少及び増加減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替社債投資信託受益権の銘柄及び口数金額
 - 二 前項の加入者の口座において口数の減少減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）質権欄であるかの別
 - 三 口数の増加増額の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この条において「振替先口座」という。）
 - 四 振替先口座（機関口座を除く。）において口数の増加増額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
- 4 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の口数金額（以下この条において「振替口数金額」という。）についての減少減額の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知
 - 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された保有欄又は質権欄（機関口座にあっては、第六十八条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替口数金額についての増加増額の記載又は記録

- 四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替口数金額についての増加増額の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替口数金額についての減少減額の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
 - 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替口数金額についての増加増額の記載又は記録
 - 四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替口数金額についての増加増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- 7 第四項第四号又は第五項第四号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替口数金額についての増加増額の記載又は記録
 - 二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替口数金額についての増額増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知
- 8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

~~(特別口座に記載又は記録がされた振替社債についての振替手続等に関する特例)~~

~~第七十条の二—加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替社債については、当該加入者又は当該振替社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。~~

~~2—特定の銘柄の振替社債に係る第六十九条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替社債の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者（以下この項において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替社債についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。~~

~~一—当該取得者等のための第六十九条の二第三項本文の申出~~

~~二—前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替社債についての振替の申請~~

~~3—特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。~~

(抹消手続)

第七十一条 特定の銘柄の振替社債投資信託受益権について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における口数の減少減額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において口数の減少減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消において口数の減少減額の記載又は記録がされるべき振替社債投資信託受益権の銘柄及び口数金額

二 当該申請人の口座において口数の減少減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次

に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の口数金額についての減少減額の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口数金額についての減額減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- 7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか、社債投資信託受益権者又は質権者に対し、振替社債投資信託受益権の償還又は解約償還をするのと引換えにその口座における当該振替社債投資信託受益権の銘柄についての当該償還又は解約当該償還に係る振替社債投資信託受益権の口数と同口数金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。
- ~~8 前項の規定は、社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受けた社債管理者等が当該社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。~~

（記載又は記録の変更手続）

第七十二条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第六十八条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

（振替社債投資信託受益権の譲渡）

第七十三条 振替社債投資信託受益権（差押えを受けることなく弁済期が到来した収益の分配金利息の請求権を除く。次条から第七十七条までにおいて同じ。）の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第六十八条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に

係る口座の増加金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替社債投資信託受益権の質入れ)

第七十四条 振替社債投資信託受益権の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る口座の増加金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(信託財産に属する振替社債投資信託受益権についての対抗要件)

第七十五条 振替社債投資信託受益権については、第六十八条第三項第五号の規定により当該社債投資信託受益権が信託財産に属する旨を振替口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該社債投資信託受益権が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

2 前項に規定する振替口座簿への記載又は記録は、政令で定めるところにより行う。

(加入者の権利推定)

第七十六条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替社債投資信託受益権についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第七十七条 振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替社債投資信託受益権についての口座の増加増額の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替社債投資信託受益権についての当該増加増額の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第七十八条 前条の規定による振替社債投資信託受益権の取得によりすべての社債投資信託受益権者の有する同条に規定する銘柄の振替社債投資信託受益権の総口座総額が当該銘柄の振替社債投資信託受益権の総発行口座(償還済み又は解約済みの口座発行総額(償還済みの額を除く。))を超えることとなる場合において、第一号の合計口座総額が第二号の総発行口座発行総額を超えるときは、振替機関は、その超過口座総額(第一号の合計口座総額から第二号の総発行口座発行総額を控除した口座総額をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替社債投資信託受益権を取得する義務を負う。

- 一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替社債投資信託受益権の口数金額の合計口数額
 - 二 当該銘柄の振替社債投資信託受益権の総発行口数（償還済み又は解約済みの口数発行総額（償還済みの額を除く。））
- 2 前項第一号に規定する口数金額は、同号に規定する口座における口数の増加又は減少増額又は減額の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る口数金額の振替社債投資信託受益権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の口数金額とする。
- 3 振替機関は、第一項の規定により振替社債投資信託受益権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替社債投資信託受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。
- 4 前項に規定する振替社債投資信託受益権についての権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。
- 5 振替機関は、振替社債投資信託受益権について第三項の規定により免除の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替社債投資信託受益権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）

第七十九条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計口数額が第二号の口数金額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過口数額（第一号の合計口数額から第二号の口数金額を控除した口数額をいう。）に相当する口数額の当該銘柄の振替社債投資信託受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

- 一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替社債投資信託受益権の口数金額の合計口数額
 - 二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替社債投資信託受益権の口数金額
- 2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
- 一 前項第一号に規定する口数金額
 - 二 前項第二号に規定する顧客口座における口数の増加又は減少増額又は減額の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる口数金額

- 3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過口数額に相当する口数額の同項に規定する銘柄の振替社債投資信託受益権を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過口数額に達するまで、当該銘柄の振替社債投資信託受益権を取得する義務を負う。
- 4 口座管理機関は、第一項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 当該免除の意思表示をした旨
 - 二 当該免除の意思表示に係る振替社債投資信託受益権の銘柄及び口数金額
- 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替社債投資信託受益権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。
 - 一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる口数の減少金額の減額の記載又は記録
 - 二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる口数の増加金額の増額の記載又は記録

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第八十条 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、各社債投資信託受益権者の有する当該銘柄の振替社債投資信託受益権のうち第一号の口数金額が第二号の総口数額に占める割合を同条第一項に規定する超過口数額（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る口数額を控除した口数額）に乗じた口数額（以下この条及び第八十五条において「振替機関分制限口数額」という。）に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

- 一 当該社債投資信託受益権者の有する当該銘柄の振替社債投資信託受益権の口数金額（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債投資信託受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過口数額に関する当該社債投資信託受益権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債投資信託受益権についての社債投資信託受益権者に限る。）の次条第一項に規定する口座管理機関分制限口数額を控除した口数額）
- 二 すべての社債投資信託受益権者の有する当該銘柄の振替社債投資信託受益権の総口数額（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債投資信託受益権について債務の免除の意思表示

をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過口数額に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債投資信託受益権についてのすべての社債投資信託受益権者の次条第一項に規定する口座管理機関分制限口数額の合計口数額を控除した口数額)

- 2 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各社債投資信託受益権者に対して次に掲げる義務を負う。
- 一 前項の場合において、各社債投資信託受益権者の有する当該銘柄の振替社債投資信託受益権のうち振替機関分制限口数額に関する部分について、発行者に代わって償還、解約及び収益の分配金元本の償還及び利息の支払をする義務
 - 二 前号に掲げるもののほか、第七十八条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第八十一条 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、社債投資信託受益権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債投資信託受益権についての社債投資信託受益権者に限る。）の有する当該銘柄の振替社債投資信託受益権のうち第一号の口数金額が第二号の総口数額に占める割合を同条第一項に規定する超過口数額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る口数額を控除した口数額）に乗じた口数額（以下この条及び第八十五条において「口座管理機関分制限口数額」という。）に関する部分について、償還、解約及び収益の分配金元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

- 一 当該社債投資信託受益権者の有する当該銘柄の振替社債投資信託受益権の口数金額（当該口座管理機関の下位機関であって第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債投資信託受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過口数額に関する当該社債投資信託受益権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債投資信託受益権についての社債投資信託受益権者に限る。）の口座管理機関分制限口数額を控除した口数額）
- 二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債投資信託受益権についてのすべての社債投資信託受益権者の有する当該銘柄の振替社債投資信託受益権の総口数額（当該口座管理

機関の下位機関であって第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債投資信託受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過口数額に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債投資信託受益権についてのすべての社債投資信託受益権者の口座管理機関分制限口数額の合計口数額を控除した口数額)

- 2 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する社債投資信託受益権者に対して次に掲げる義務を負う。
 - 一 前項の場合において、同項に規定する社債投資信託受益権者の有する当該銘柄の振替社債投資信託受益権のうち口座管理機関分制限口数額に関する部分について、発行者に代わって償還、解約及び収益の分配金元本の償還及び利息の支払をする義務
 - 二 前号に掲げるもののほか、第七十九条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

(発行者が誤って振替社債投資信託受益権の償還等をした場合における取扱い)

第八十二条 発行者が第八十条第一項又は前条第一項の規定により義務を負わないとされた口数金額についてした償還、解約又は収益の分配金元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替社債投資信託受益権に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

- 2 前項の場合において、社債投資信託受益権者は、発行者に対し、同項に規定する償還、解約又は収益の分配金元本の償還又は利息の支払に係る口数金額の返還をする義務を負わない。
- 3 発行者は、第一項に規定する償還、解約又は収益の分配金元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する口数金額の限度において、第八十条第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による社債投資信託受益権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 会社法の特例

~~—(短期社債の発行等に関する会社法の特例)—~~

~~第八十三条 短期社債には、新株予約権を付することができない。~~

~~② 短期社債については、社債原簿を作成することを要しない。~~

~~③ 短期社債については、会社法第四編第三章の規定は、適用しない。~~

(社債の発行に関する会社法の特例)

- 第八十四条 振替社債の発行者は、当該振替社債についての会社法第六百七十七条第一項の規定による通知において、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。ただし、短期社債については、この限りでない。
- 2 振替社債投資信託受益権についての受益権原簿（投資信託及び投資法人に関する法律第六条第七項において読み替えて準用する信託法第八十六条に規定する受益権原簿をいう。） 社債原簿には、当該振替社債投資信託受益権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 振替社債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座を会社法第六百七十七条第二項の書面に記載し、又は同法第六百七十九条の契約を締結する際に当該口座を当該振替社債の発行者に示さなければならない。
- 4 会社法第六十六条第一項 本文の規定による請求により振替社債の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替社債を交付する会社に示さなければならない。

（超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における社債投資信託受益権者の議決権等）

- 第八十五条 第八十条第一項又は第八十一条第一項の場合においては、各社債投資信託受益権者は、投資信託及び投資法人に関する法律第十七条第六項会社法第七百二十三条第一項の規定にかかわらず、その有する社債投資信託受益権の口数（振替機関分制限口数及び口座管理機関分制限口数の合計口数金額（振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額の合計額を除く。））に応じて、同条第一項の決議社債権者集会における議決権を有する。
- 2 会社法第七百十八条第一項及び第七百三十六条第一項並びに担保付社債信託法第四十九条第一項の規定の適用については、第八十条第一項又は第八十一条第一項の社債権者は、振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額については、社債を有しないものとみなす。

（証明書の提示）

- 第八十六条 振替社債の社債権者が、会社法第七百十八条第一項の規定による社債権者集会の招集の請求、同条第三項の規定による社債権者集会の招集、社債権者集会における議決権の行使又は担保付社債信託法第四十九条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査をするには、第三項本文の規定により書面の交付を受けた上、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該書面を提示しなければならない。
- 一 社債管理者がある場合 当該社債管理者
 - 二 担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合

当該受託会社

三 前二号に掲げる場合以外の場合 発行者

- ~~2 振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、社債権者集会の日の一週間前までに前項の規定による提示をし、かつ、社債権者集会の日に当該提示をしなければならない。~~
- ~~3 振替社債の社債権者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替社債についての第六十八条第三項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。~~
- ~~4 前項本文の規定により書面の交付を受けた社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることができない。~~

~~(合併等に関する会社法の特例)~~

~~第八十六条の二 吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「存続会社等」と総称する。）又は新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「新設会社等」と総称する。）が吸収合併若しくは株式交換（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「吸収合併等」と総称する。）又は新設合併若しくは株式移転（第七章から第九章までにおいて「新設合併等」と総称する。）に際して振替社債を交付しようとするときは、吸収合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「合併等効力発生日」という。）を第六十九条の二第一項第一号の一定の日として同項の通知をしなければならない。~~

- ~~2 存続会社等が吸収合併等に際して振替社債を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替社債について振替の申請をしなければならない。~~
- ~~3 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替社債を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。~~

~~4 吸収分割承継会社（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。以下同じ。）又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が会社分割に際して振替社債を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする会社のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。~~

~~（適用除外）~~

~~第八十六条の三 振替社債については、会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項、第六百九十四条第一項並びに第六百九十五条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。~~

第五節 雑則

第八十七条 第六十九条第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債投資信託受益権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第七号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替社債投資信託受益権の発行者の負担とする。

（法律の適用の明示等）

第一百零四条 ~~地方債で振替機関が取り扱うものの発行者は、引受けの申込みをする者に対し、当該地方債についてこの法律の規定の適用がある旨を明示しなければならない。ただし、契約により当該地方債の総額を引き受ける者がある場合には、この限りでない。~~

2 投資信託受益権で振替機関が取り扱うものの引受けの申込みをする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該投資信託受益権の振替を行うための口座を当該投資信託受益権の発行者に示さなければならない。

（株式買取請求に関する会社法の特例）

第一百五十五条 振替株式の株主が投資信託及び投資法人に関する法律第十八条第一項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）会社法第一百六条第一項、第九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定により当該振替株式を買い取ることを請求した場合には、発行者は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をす

るのと引換えに当該振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(振替投資信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)

第二百一十一条の二 特定の銘柄（前条において準用する第六十八条第三項第二号に規定する銘柄をいう。以下この条において同じ。）の投資信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資信託受益権」という。）について併合又は分割しようとする場合には、当該振替投資信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の銘柄
 - 二 併合の場合にあつては、一から次のイの総発行口数の次のロの総発行口数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）
 - イ 併合後の当該振替投資信託受益権の総発行口数
 - ロ 併合前の当該振替投資信託受益権の総発行口数
 - 三 分割の場合にあつては、次のイの総口数の次のロの口数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）
 - イ 分割により受益者が受ける当該振替投資信託受益権の総口数
 - ロ 分割前の当該振替投資信託受益権の総発行口数
 - 四 併合又は分割の日
- 2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。
- 4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）
 - イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。））。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされて

- いる口数に減少比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録
- ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした口数の通知
- 二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）
- イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に増加比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録
- ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした口数の通知
- 5 前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置
- イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての減少の記載又は記録
- ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知
- 二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置
- イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての増加の記載又は記録
- ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知
- 6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

(その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託受益権についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外)

第二百一十一条の三 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託受益権については、投資信託及び投資法人に関する法律第五条第七項において準用する信託法第八十六条第三号及び第四号、第八十九条、第九十四条、第九十五条第一項、第九十九条、第二百条第一項並びに第二百一条第一項の規定は、適用しない。

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第七条 法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項は、振替社債（法第六十六条に規定する振替社債をいう。以下同じ。）についての処分の制限に関する事項とする。

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十四条 第七条の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十一条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百一十一条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第八条第二項第二号及び第十一条第二項第二号	金額	口数
第十三条第一項	増額	口数の増加
第十四条	金額の全額	口数の全口数

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十四条 第七条の規定は法第二百二十一条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百二十一条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百二十一条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第八条第二項第二号及び第十一条第二項第二号	金額	口数
第十三条第一項	増額	口数の増加
第十四条	金額の全額	口数の全口数

投資信託受益権振替六法

<http://p.booklog.jp/book/63855>

著者 : Queensboro

著者ブログ : <http://bizlaw.ldblog.jp/>

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/63855>

ブックログ本棚へ入れる

<http://booklog.jp/item/3/63855>

電子書籍プラットフォーム : ブクログのパー (<http://p.booklog.jp/>)

運営会社 : 株式会社ブクログ